

令和元年度教育後援会事業報告（案）

年	月	日	曜	事業行事	摘要
元	4	1	月	呉港高等学校教職員歓送迎会	クレイトンベイホテル
		5	金	入学式	学校
		19	金	教育後援会 常任委員会	学校
5	17	金	金	教育後援会 常任委員会	学校
		23	木	呉地区高等学校PTA連合会役員会	鳥好
		25	土	教育後援会総会及びクラス懇談会	学校
		25	土	新旧役員歓送迎会	クレイトンベイホテル
		30	木	呉地区高等学校PTA連合会総会	呉阪急ホテル
		30	木	呉地区公立高等学校PTA生活指導連合会総会	呉阪急ホテル
6	21	金	金	教育後援会 常任委員会 役員・クラス委員初顔合わせ (広報・育成・生活役割分担説明)	学校
		24	月	広島県私立中学高等学校教育後援会総会	広島ガーデンパレス
7	4	木	木	呉地区高等学校PTA生活指導連合会幹事会	呉昭和高校
		12	金	第32回私学教育フォーラム	広島県民文化センター
		19	金	教育後援会 常任委員会	学校
		20	土	土曜夜市巡視(広)	広商店街
		27	土	土曜夜市(広)・花火大会(呉)巡視	市内
		30	火	非行防止研究会	広まちづくりセンター
8	8	木	木	呉港体育祭打ち合わせ	学校
		23	金	教育後援会 常任委員会	学校
		24	土	呉港同窓会総会	呉阪急ホテル
		25	日	元気な私学の学校説明会(私塾主催)	オークアリーナ
9	6	金	金	教育後援会 常任委員会	学校
		8	日	体育祭	学校
		12	木	呉地区高等学校PTA生活指導連合会幹事会	呉昭和高校
		16	月	地区別説明会(呉)	呉市体育館
		22	日	地区別説明会(焼山)	昭和まちづくりセンター
		28	土	地区別説明会(安芸津)	安芸津生涯学習センター
10	2	水	水	呉地区高等学校PTA連合会役員会	呉市生涯学習センター
		5	土	地区別説明会	学校
		12	土	亀山神社大祭巡視	亀山神社
		14	月	地区別説明会(黒瀬)	黒瀬生涯学習センター
		17	木	地区別イブニング説明会	学校
		18	金	教育後援会 常任委員会	学校
		19	土	弁天神社大祭巡視	弁天神社

令和元年度教育後援会事業報告（案）

年	月	日	曜	事業行事	摘要
11	4	月		地区別説明会	学校
	8	金		地区別イブニング説明会	学校
	15	金		教育後援会 常任委員会	学校
	16	土		呉地区高等学校PTA連合会研修会	広島国際大学呉キャンパス
	17	日		地区別説明会	学校
	28	木		呉地区高等学校PTA生活指導連合会連絡協議会	呉阪急ホテル
12	6	金		呉港忘年会	クレイトンベイホテル
	11	水		地区別イブニング説明会	学校
	18	水		呉地区高等学校PTA連合会役員会	利根本店
2	1	17	金	教育後援会 常任委員会	学校
	2	1	土	呉港祭バザー準備	学校
	2	日		呉港祭	学校
	13	木		呉地区高等学校PTA生活指導連合会幹事会	呉昭和高校
	21	金		教育後援会 常任委員会	学校
3	1	日		卒業証書授与式	学校
	1	日		謝恩会（中止）	クレイトンベイホテル
	13	金		教育後援会 常任委員会（中止）	学校

令和元年度呉港高等学校教育後援会決算報告書(案)

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(収入の部)

(金額単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
前年繰越金	3,579,150	3,579,150	0	平成30年度より
会 費	6,595,200	6,384,000	△ 211,200	
入 会 金	180,000	171,200	△ 8,800	800円×214人
雑 収 入	18	18	0	預金利息等
未 収 金		0	0	
補 助 金		0	0	
収入合計	10,354,368	10,134,368	△ 220,000	

(支出の部)

(金額単位：円)

科 目	予 算 額	執 行 額	差 額	備 考
会 議 費	800,000	716,499	△ 83,501	常任委員会・各部反省会・クラス懇親会等
庶 務 費	250,000	196,873	△ 53,127	総会要項等
負 担 金	450,000	425,680	△ 24,320	県教育後援会会費・高P連会費等
校外補導費	100,000	100,000	0	生徒指導・校外指導費等
慶弔表彰費	250,000	286,054	36,054	結婚・出産・香典・餞別等
生徒指導援助費	1,300,000	1,118,400	△ 181,600	謝恩会・体育祭ステージ 生徒表彰費等
クラブ活動補助費	2,000,000	4,543,000	2,543,000	生徒会クラブ活動費補助
生徒活動支援金	1,000,000	901,406	△ 98,594	部活動遠征補助費 学校行事協力費等
旅費交通費	100,000	101,000	1,000	学校説明会・巡視等
施設設備費	1,000,000	213,400	△ 786,600	生徒ロッカー設置費用
広 報 費	50,000	0	△ 50,000	
雑 費	150,000	0	△ 150,000	
予 備 費	2,904,368	0	△ 2,904,368	
繰 越 金		1,532,056		令和2年度へ
支出合計	10,354,368	10,134,368	△ 220,000	

監 査 報 告

会計に関する一切の書類を精査した結果、その書類は正確かつ妥当に処理されていることを認めます。

令和 2 年 4 月 17 日

監 査 大野知里 

監 査 追原一美 

令和元年度 呉港祭バザー収支決算報告書(案)

(単位:円)

科 目	収 入	支 出	差 額	備 考
制服・不用品バザー	70,850	660	70,190	制服リサイクル・不用品販売
呉 港 く じ	161,000	131,086	29,914	景品購入代金, 菓子購入代金等
生 徒 く じ	0	111,639	△ 111,639	景品購入代金
飲 食 バ ザ ー	52,850	28,953	23,897	材料購入等
雑 費	0	20,550	△ 20,550	消耗品・昼食等
合 計	284,700	292,888	△ 8,188	

呉港祭バザー収益金 収支決算報告書(案)

(単位:円)

科 目	収 入	支 出	差 額	備 考
前年度繰越金	36,064	—	36,064	
バザー収益金	284,700	292,888	△ 8,188	
設備拡充金	0	0	0	
本会計より補填	0	0	0	
合 計	320,764	292,888	27,876	次年度繰越金

預金残高 27,876

相違額 0

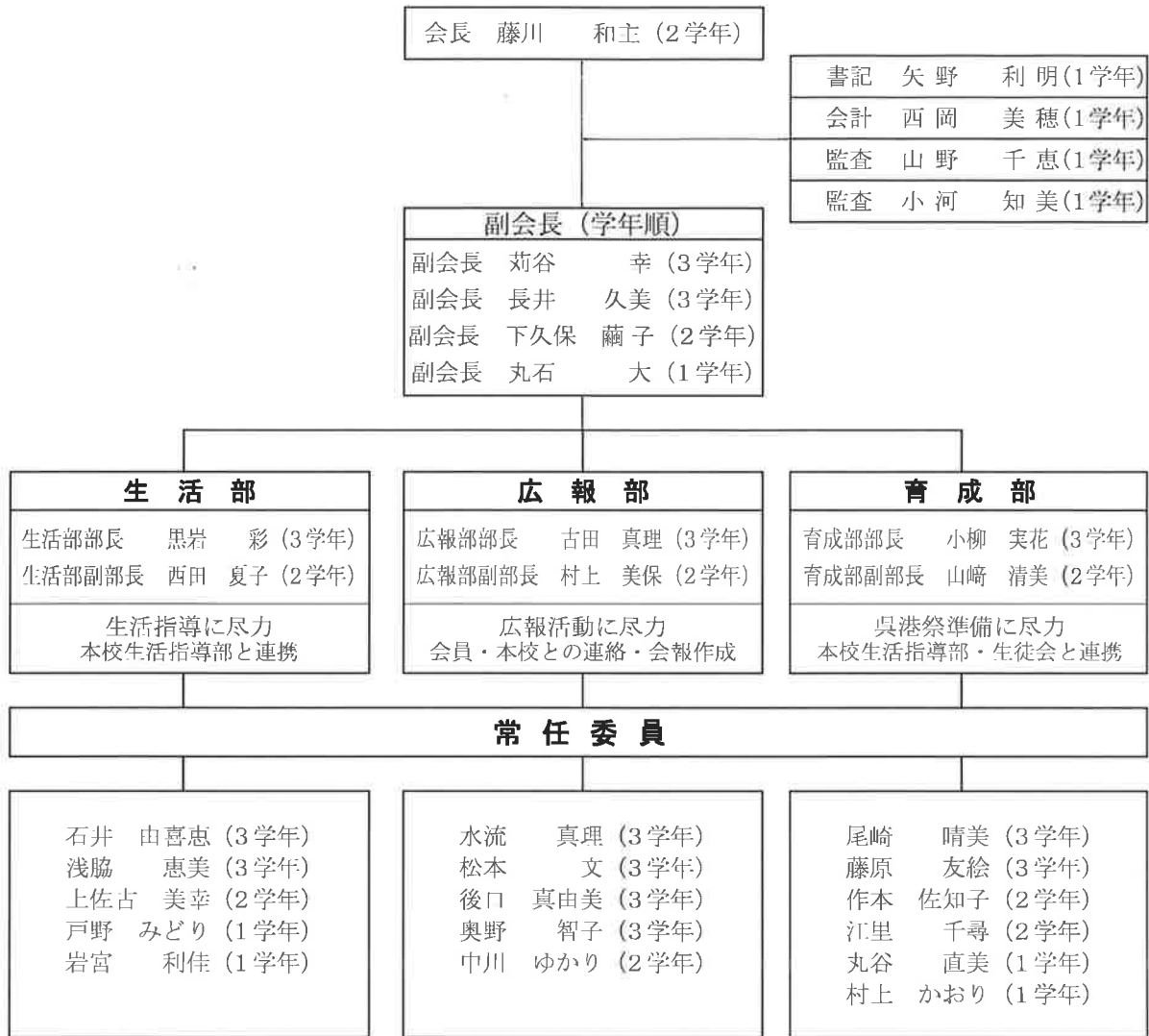
会計に関する一切の書類を精査した結果、正確かつ妥当に処理されていることを認めます。

令和 2 年 4 月 17 日

監 査 大野知里 (大野)

監 査 追原一美 (追原)

令和2年度 教育後援会組織図 (案)



役員名	役職名	氏名
顧問	理事長	武田 信寛
"	校長	福田 薫
"	教頭	松本 政乗
"	教頭	加賀 英雄
"	主事(兼)3学年主任	渡山 雅秀
"	2学年主任	藤川 誠
"	1学年主任	宮之首 聡浩
"	総務主任	尾原 雅人
"	進路指導主任	坂井 裕介
"	教務主任	福田 康剛
"	生活指導主任	石井 謙二
"	生徒育成主任	檜垣 好秀
"	情報処理主任	岡井 寛樹
"	広報主任	田中 晃
参与	前会長	小笠原 洋恵
"	前副会長	中野 文緒
"	同窓会会長	川畑 勝之
事務長	事務長	竹本 尚

令和2年度 教育後援会クラス委員名簿（案）

年	組	クラス委員名
1学年	1	戸野 みどり
		山野 千恵
	2	本田 亜矢子
		奥宮 ひろみ
		岩宮 利佳
	3	飯垣 ゆかり
		丸谷 直美
	A	村上 かおり
		津村 典子
		村田 房恵
	B	矢野 まゆ
		片川 真弓
	E	西岡 美穂
		小河 知美

年	組	クラス委員名
2学年	1	石原 由翔
		山本 里佳
	2	松尾 祐子
		佐伯 愛子
	3	作本 佐知子
		江里 千尋
	A	山岡 やよい
		後藤 由香
	B	下久保 繭子
		内本 理恵
	C	入江 美衣
		大町 美幸
E	白石 由香	
	金平 美香	

年	組	クラス委員名
3学年	1	黒岩 彩
		畝本 由香
		松本 文
	2	小柳 実花
		橋本 敦生
	3	奥本 富美子
		石井 由喜恵
	A	木村 真理
		仁禮 秀子
		中嶋 真由美
	B	奥野 智子
		古田 真理
	E	宇根本 真理
		畝河内 紫乃
浅脇 恵美		

令和2年度教育後援会事業計画（案）

※ この行事予定は前年実績を基に作成しておりますが、新型コロナウイルス蔓延防止のため既に中止になった行事があり、今後も中止になる行事があることをご留意ください。

年	月	日	曜	事業行事	摘要
2	4	1	水	呉港高等学校教職員歓送迎会（中止）	
		6	月	入学式	学校
5	5	17	金	教育後援会 常任委員会	学校
		15	金	教育後援会 常任委員会	学校
		29	金	呉地区高等学校PTA連合会総会	呉阪急ホテル
		29	金	呉地区公私立高等学校PTA生活指導連合会総会	呉阪急ホテル
6		19	金	教育後援会 常任委員会 役員・クラス委員初顔合わせ (広報・育成・生活役割分担説明)	学校
		25	木	広島県私立中学高等学校教育後援会総会（中止）	
7		17	金	教育後援会 常任委員会	学校
		18	土	土曜夜市巡視（広）	広商店街
8		25	土	土曜夜市巡視（広・呉）	市内
		21	金	教育後援会 常任委員会	学校
9		22	土	元気な私学の学校説明会(私塾主催)	オークアリーナ
		4	金	教育後援会 常任委員会	学校
		6	日	体育祭	学校
		11	金	中国地区私学保護者会会長等懇話会	松江市
10		3	土	亀山神社大祭巡視	亀山神社
		11	日	私学フェスタ	広島国際会議場
		16	金	教育後援会 常任委員会	学校
		17	土	弁天神社大祭	弁天神社
11		27	火	第33回教育フォーラム	広島県民文化センター
		20	金	教育後援会 常任委員会	学校
		14	土	呉地区高P連研修会	広島国際大学呉キャンパス
		18	金	教育後援会 常任委員会	学校
3	1	15	金	教育後援会 常任委員会	学校
		2	土	呉港祭バザー準備	学校
		7	日	呉港祭	学校
		19	金	教育後援会 常任委員会	学校
3	1	1	月	卒業証書授与式	学校
		1	月	謝恩会	クレイトンベイホテル
		19	金	教育後援会 常任委員会	学校

学校説明会（9～11月：7か所）

イブニング説明会(10～12月：学校 3回程度)

令和2年度 教育後援会予算（案）

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（収入の部）

（単位:円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
繰越金	1,532,056	3,579,150	△ 2,047,094	
会費	5,827,200	6,595,200	△ 768,000	800円×607人×12ヶ月
入会金	155,200	180,000	△ 24,800	800円×194人
雑収入	10	18	△ 8	預金利息等
未収金収入	0	0	0	
補助金	0	0	0	
収入合計	7,514,466	10,354,368	△ 2,839,902	

（支出の部）

（単位:円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
会議費	800,000	800,000	0	総会・常任委員会 クラス懇親会等
庶務費	200,000	250,000	△ 50,000	総会要項等作成 通信費等
負担金	450,000	450,000	0	県教育後援会会費・高P連会費等
校外補導費	100,000	100,000	0	生徒指導・校外指導費等
慶弔表彰費	300,000	250,000	50,000	同窓会・教育後援会・教職員役員等
生徒指導援助費	1,200,000	1,300,000	△ 100,000	生徒会補助・体育祭設営補助等
クラブ活動補助費	2,000,000	2,000,000	0	クラブ活動補助
生徒活動支援費	1,000,000	1,000,000	0	部活動遠征補助費 学校行事協力費等
旅費交通費	100,000	100,000	0	教育フォーラム他
施設整備費	1,000,000	1,000,000	0	備品等寄贈
広報費	50,000	50,000	0	後援会だより等
雑費	150,000	150,000	0	呉港祭生徒くじ準備等
予備費	164,466	2,904,368	△ 2,739,902	
支出合計	7,514,466	10,354,368	△ 2,839,902	

添付資料

学校法人 呉武田学園 呉港高等学校教育後援会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 名称を「学校法人 呉武田学園 呉港高等学校教育後援会」と称する。(以下 本会とする。)

(事務所)

第2条 本会の事務所は呉市広大新開3丁目3番4号 呉港高等学校 (以下 本校とする。)内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、本校と家庭の協力により本校教育の発展を図ると共に、生徒の福祉を増進し、且つ会員相互の親和に資することを以って目的とする。

(事 業)

第4条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 本校施設の設備、教育内容を高めるための事業及び教育研究費に対する助成。
- (2) 本校教育と家庭教育の連絡と協力を推進するための事業。
- (3) 会員相互並びに本校教職員の親和に資する事業及び助成。
- (4) 生徒の郊外生活に関する研究とその指導及び助言。
- (5) 生徒の学力向上・技能向上等の努力に対する助成。
- (6) 生徒と会員及び本校教職員等の慶弔に関する事項。
- (7) 生徒の健全育成に関する研修及び会議の開催又は参加。
- (8) 年2回(7月・12月)の本会会報の発行。
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業及び助成。

第3章 入 会 資 格

(会員・参与及び顧問・事務長)

第5条 本会は次の会員、参与及び顧問・事務長を以って組織する。

(正会員)

(1) 本校に在籍する生徒の保護者は自動的に正会員とする。

(参 与)

(2) 前号以外の者で第3条の目的を達成するため本校卒業生と本会役員経験者(歴代会長及び副会長)の内から、本会が推薦する者。

(顧問・事務長)

(3) 本会の会員・参与以外の者で第3条の目的を達成するため本校より、顧問及び事務長を迎える。

第4章 組 織

(組 織)

- 第6条 本会に広報部・生活部・育成部の各部を設け次の様に組織する。
- (1) 広報部・生活部・育成部に部長、副部長を置く。
- 第7条 本会に役員会・常任委員会・クラス委員会・選考委員会を設け次の様に組織する。
- (1) 役員会は会長・副会長・各部部長・副部長及び書記・会計・監査・顧問・事務長で構成する。
- (2) 常任委員会は会長・副会長・書記・会計・監査・各部部長・各部副部長・常任委員・顧問・事務長・参与で構成する。
- (3) クラス委員会は会長・副会長・書記・会計・監査・各部部長・各部副部長・常任委員・各クラス委員・顧問・事務長・参与で構成する。
- (4) 選考委員会委員は第15条、第18条の規定にて、選出する。
- 第8条 本会に顧問・事務長・参与を置く。

第5章 人 事

(役員・委員・顧問・事務長・参与)

(役 員)

- 第9条 本会に次の役員・委員・顧問・事務長・参与を置く。
- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名以上 (各学年から1名以上)
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 査 2名以上
- (6) 広 報 部 部 長 1名
- (7) 生 活 部 部 長 1名
- (8) 育 成 部 部 長 1名
- (9) 広 報 部 副 部 長 1名
- (10) 生 活 部 副 部 長 1名
- (11) 育 成 部 副 部 長 1名

(常任委員)

- 第10条 本会に次の常任委員を置く。
- (1) 広報部委員 5名程度
- (2) 生活部委員 5名程度
- (3) 育成部委員 5名程度

(クラス委員)

- 第11条 本会に次のクラス委員を置く。
- (1) クラス委員 50名程度 (正会員中より選出する。)
- (2) 各クラス3名程度を目標とする。

(参 与)

- 第12条 本会に次の参与を迎える。
- (1) 参与は、5名程度を限度とし、之を迎え、内1名は本会前会長と、1名は同窓会会長とする。

(顧問)

第13条 本会に次の顧問を迎える。

- (1) 顧問は学園長、理事長、校長、副校長、教頭、主事、学年主任、生徒育成主任、進学指導主任、就職指導主任等で、本会が必要とする目的により之を迎える。

(事務長)

第14条 事務長1名を本校にて選任し、之を迎える。

(役員・常任委員・クラス委員・参与・顧問・事務長の選出)

- 第15条
- (1) 新役員の選考は、選考委員会で正会員及び参与の中から候補者を選出し、会員総会にて承認を受ける。
 - (2) 新常任委員の選考は、選考委員会で正会員の中から候補者を選出し、会員総会にて承認を受ける。
 - (3) 新クラス委員の選考は、選考委員会で各クラス単位の正会員より3名程度選出し、会員総会にて承認を受ける。
 - (4) 参与は現役員会で推薦選任し、之を迎える。(第12条に準ずる)
 - (5) 顧問は本校にて選任し、之を迎える。(第13条に準ずる)
 - (6) 役員・常任委員・クラス委員の総数は正会員数の1割以上を目標とする。

(役員・委員及び各部の任務)

- 第16条
- (1) 会長は本会を代表し、各会議を招集して各会議の議長となり、且つ本会の事務を総括する。
付帯事項 会長は各部会・各委員会の議長を副会長・各部長に委任できる。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在若しくは事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - (3) 書記は会議・会合・会等の活動状況を記録する。
 - (4) 役員・常任委員は会長の招集に応じ役員会において、重要案件を審議する。
 - (5) 会計及び事務長は支出収入の記録と領収書を保管し、会計簿はいつでも会員の閲覧に備え、会員総会にて報告する。
 - (6) 監査は本会の会計を監査し、その結果及び意見を役員会、常任委員会に報告し、会員総会にて承認を受ける。
 - (7) 役員・委員は本校及び本校理事、本校教職員と協力の上、本校教育と家庭教育の連携及び本会の事業の運営に尽力する。
(第2章 第4条 全てに準ずる。)
 - (8) 広報部・生活部・育成部は、常任委員が業務に充り、クラス委員が必要に応じ補佐する。
 - (9) 各部の副部長は部長を補佐し、部長不在若しくは事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - (10) 広報部は年2回の本会広報の発行を主に担当し、各部・各会の連絡召集業務を行い、その他本会の運営に伴う広報活動に尽力する。
 - (11) 生活部は、主に校内参観及び校外指導等を主に担当し、本校の生活指導部と連携しながら生徒の生活指導に尽力する。
 - (12) 育成部は本校事業(呉港祭準備等)を主に担当し、本校の生徒育成部と連携・協力しながら、生徒の育成に尽力する。
 - (13) 役員・常任委員・クラス委員は各部の要請に基づき、本会の運営に尽力する。

(役員・委員及び顧問・参与の任期)

第17条 役員・委員及び顧問・参与の任期は、6月1日より翌年5月31日までの1ヶ年とし、再任は妨げない。

また、任期満了の後も後任者が会員総会で就任するまではその任務を行う。

付帯事項 任期満了前の会員総会(定期総会)に於いて、後任者が決定した場合は、その時点で任期満了とする。

第6章 会 議

(会 議)

第18条 本会の会議を分けて次の通りとする。

- (1) 会員総会 ア. 定期総会は毎年第1学期に開催し会計及び会務の報告、役員・委員の改選、その他重要事項を定める。
イ. 臨時総会は役員会及び常任委員会において会長が、必要と認めたる時に開催する。
付帯事項 但し、緊急を要する事項に付いては常任委員会において決議し、文書をもって各会員に通達して事後承諾を求めることができる。
- (2) 役員会 ア. 役員会は毎月1回開催し、本会のすべての運営に伴う重要会務及び月々の会を処理し、案件を審議する。
イ. 会議の参加者は第7条の規定による。
- (3) 常任委員会 ア. 常任委員会は必要に応じて開催し会務を処理する。
イ. ただし、緊急を要する事項に付いては役員会において決議し、常任委員会にて事後承認を求めることができる。
ウ. 会議の参加者は第7条の規定による。
- (4) 各部部会 ア. 各部部会は会長、副会長、書記、会計、監査、担当部長、担当副部長、担当常任委員、担当クラス委員よりなる会議であって、必要に応じて開催し、会務を処理する。
付帯事項 但し、会長不在の場合は、副会長及び各担当部長に委任することができる。
- (5) クラス委員会 ア. 委員会は必要に応じて開催し会員相互の親和に努め、主に各部行事・呉港祭の準備等会務を処理する。
イ. 会議の参加者は第7条の規定による。
- (6) 選考委員会 役員、常任委員の中で、現2学年と現1学年の各委員より選考委員を選出構成し、役員、各常任委員、クラス委員の選考を、会長が議長を務めて、年度末までに開催し、会務を処理する。
- (7) 決議権 決議権は、正会員のみとする。

第19条 すべての会議は本校側と協議の上、会長がこれを召集する。

第20条 各会議の決議は出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

付帯事項 1 議長委任の場合は会長が決する。

付帯事項 2 会長事故ある時は議長が決する。

第7章 内 規

第21条 本規約実施上必要な内規は、役員会においてこれを定める。

第8章 規約の変更

第22条 本規約の変更は総会の議決によらなければならない。

第9章 会 計

(会 計)

- 第23条 本会の経費は正会員の入会金及び毎月納入する会費、事業収入並びに寄付金その他の収入を以ってこれに充てる。
- 第24条 入会金は800円とし、入会の際納入する。
- 第25条 会費は月額800円とし、毎月授業料納入の際一緒に納入する。
ただし、兄弟が在籍する場合は、一人分とする。
- 第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。
- 第27条 本会における出金は、役員会において承認された内規及び議案に基づき出金の会計処理を行う。
- 第28条 既納の会費は、返納しない。
ただし、第25条に該当する場合は、自己申告にて、返金する。

第10章 会員資格の喪失

- 第29条 生徒の卒業に伴い、3月31日を持って、会員資格を失うものとする。
付帯事項 役員及び常任委員は、生徒卒業後も、会員総会(定期総会)にて後任者が決定するまで、正会員扱いとする。
- 第30条 生徒の除籍に伴い、会員資格を失うものとする。
- 付 則
- 第31条 本規約は昭和49年4月1日改正しこれを実施する。
本規約は昭和59年6月9日改正しこれを実施する。
本規約は平成14年5月18日改正しこれを実施する。
本規約は平成16年5月8日改正しこれを実施する。
本規約は平成17年5月21日改正しこれを実施する。
本規約は平成25年6月1日改正しこれを実施する。

内 規

慶弔費の支出について

生徒自身の死亡	10,000円・弔電・生花	
生徒の両親の死亡	5,000円・弔電・生花	
教職員(講師を含む)の死亡	10,000円・弔電・生花	
教職員(講師を含む)の配偶者の死亡	5,000円・弔電	
教職員(講師を含む)の両親の死亡(実父・実母)	5,000円・弔電	
” (義父・義母)	弔電	
教職員(講師を含む)の子女の死亡	役員会で合議	
教職員(講師を含む)の一ヶ月以上の病気	役員会で合議	
教職員(講師を含む)の結婚(初婚のみ)	10,000円	
教職員(講師を含む)の子女の出生	役員会で合議	
生徒・教職員の災害	役員会で合議	
教職員への餞別	3年未満	3,000円
	3年目以上10年未満	5,000円
	10年目以上15年未満	10,000円
	15年目以上20年未満	15,000円
	20年目以上	20,000円
生徒の資格取得	生徒が本校基準に抛る資格(表彰を含む)を取得した場合、図書カードを贈る。	

交通費の支出について

学校法人呉武田学園の交通費の支出規定に基づき支給する。